

令和8年度第1回高知県児童福祉審議会

- 1 日 時 令和8年9月8日（月） 9:30～10:20
- 2 場 所 保健衛生総合庁舎 1階 大会議室
- 3 参加者 委 員 松村委員、杉原委員、岡谷委員、西尾委員、竹村委員、
山崎（正）委員、小松委員、森田委員、藤原委員、澤江委員、
楡金委員、中町委員、井上委員、山岡委員
- | | | |
|-----|-----------------|--------|
| 事務局 | 子ども・福祉政策部 | 山本副部長 |
| | 障害福祉課 | 山崎課長 |
| | 子育て支援課 | 宅間課長 |
| | 〃 | 川崎課長補佐 |
| | 子ども家庭課 | 大野課長 |
| | 〃 | 梶原課長補佐 |
| | 〃 | 西森課長補佐 |
| | 教育委員会事務局幼保支援課 | 市村課長 |
| | 〃 | 田邊課長補佐 |
| | 教育委員会事務局特別支援教育課 | 谷澤課長 |
| | 〃 | 坂本課長補佐 |
| | 教育委員会事務局生涯学習課 | 竹村課長 |
| | 〃 | 威能課長補佐 |
| | 中央児童相談所 | 公文所長 |
| | 幡多児童相談所 | 國澤所長 |

4 委員長・副委員長の選任について

立候補・推薦ともになかったため、委員長については岡谷委員、副委員長については井上委員が就任する事務局案が提示され、同案のとおり承認された。

5 審議事項

（1）各委員の所属部会について

各部会の構成委員及び各委員会の構成委員について、事務局案が提示され、同案のとおり承認された。

また、各部会の部会長及び副部会長並びに各委員会の委員長及び副委員長について、事務局案が提示され、同案のとおり承認された。

（2）高知県被措置児童等虐待対応ガイドラインの改正について

同案のとおり承認された。

なお、母子生活支援施設の本ガイドラインの対象の範囲を追記すること。

6 報告事項

- (1) 令和7年度高知県児童福祉審議会各部会等の取組報告について
- (2) 令和7年度の高知県における被措置児童等虐待の状況等について

[質疑意見等要旨]

○審議事項

(2) 高知県被措置児童等虐待対応ガイドラインの改正について

(委員)

新旧対照表 P.9 〈2〉③「通告・届出等がなされた施設等の情報（名称、所在地、種別）」とあるが、このガイドラインは、いつから適用になるのか。

(事務局)

本日の審議を踏まえて、今後、子ども家庭課でガイドラインを決定する。決定されるまでに開催するこども支援専門委員会は、従来通りの対応で行う。

(委員)

ガイドライン改正の背景はどのようなものか。

(事務局)

背景として、国の通知に基づき、施設の詳細な情報を報告する必要があること、対象施設の拡大により修正が求められている。なお、こども支援専門委員会への報告と一般への公表は区別をしている。一般への公表については、施設の名称や児童の情報に配慮して公表していく。

(委員)

新旧対照表 P.14 以降について、こどもの「こ」が漢字からひらがなになっている根拠はなにか。

(事務局)

国の取り扱いが変わってきており、現在はひらがなで扱っているため、高知県でも漢字からひらがなに統一している。事業名等で漢字を使っている場合は、変更していない。ひらがなのできる部分を変更している。

(委員)

新旧対照表 P.3 の1 (1) に母子生活支援施設が対象になっている。県内には高知市と安芸市の2施設あるが、高知市は中核市のため、本ガイドラインの対象外で、安芸市の母子生活支援施設のみ対象になるということか。

(委員)

高知市にも児童福祉審議会があったと思うが、今回の法改正にて保育所等職員の通報義務の仕組みが作られたことで、高知市も国のガイドラインに沿ってスキームを作っていると聞いた。

(事務局)

施設種別によって所管行政庁が変わってくる。保育所について、中核市である高知市の施設は、高知市が所管行政庁となる。幼稚園については、県が所管行政庁となるため、場所が高知市にあっても県で対応することになる。

(委員)

高知市の母子生活支援施設の所管行政庁はどこか。

(事務局)

高知市の母子生活支援施設は、確認してご報告させていただく。

(委員)

児童福祉施設は、どういう取扱いにしているのか。

(事務局)

児童養護施設などの児童福祉施設は、県が所管行政庁となる。

(委員)

高知市にある母子生活支援施設の認可や監査は、高知市が行っている。被措置児童等虐待対応についても、高知市の母子生活支援施設の所管行政庁は高知市になるのではないか。

(事務局)

高知市にも確認して整理させていただく。

(委員)

確認した内容はガイドラインに落とし込むようお願いしたい。

他にないようでしたら、高知県被措置児童等虐待対応ガイドラインの改正については、承認するとしてよろしいか。

(全委員)

異議なし

○報告事項

(1) 令和7年度高知県児童福祉審議会各部会等の取組報告について

質疑なし

(2) 令和7年度の高知県における被措置児童等虐待の状況等について

(委員)

里親の虐待について、説明の中で「児童と里親が口論となった際に、里親が児童を叩き」とあったが、身体的虐待ではなく、心理的虐待になるのはなぜか。

(事務局)

叩いたことで怪我はなかったが、叩いた行為によってこどもに対して精神的な負荷を与えたことから心理的虐待として認定している。

(委員)

認定は県が行っているのか。

(事務局)

県が認定を行っている。

(委員)

社会的養護関係施設等の虐待について、心理的虐待を行った職員の状況を見ていた2人の職員が通報を怠っているところに施設としての問題点があると思うが、文書指導の際にこの点について触れているのか。

(事務局)

児童に対する適切な養育を行うことができるよう職員の資質向上や統一的な支援のあり方、不適切な事案発生時の対応策等を施設として検討し、二度とこうした問題を起こさない組織づくりを行うように文書指導を行った。

具体的には、職員へ「被措置児童等虐待対応ガイドライン」の周知を行い、子どもの権利擁護の意識向上に取り組むとともに、施設職員としての責務を自覚し、虐待の有無に関わらず、子どもとの不適切な関わりや事故発生時等の迅速な報告、連絡を徹底すること。職員が不適切な事案を認識したり疑問を感じたりしたときに、1人で抱え込まないよう、相談しやすい職場づくりに取り組むこと。職員の資質や言動、職員同士の関係性に留意し、ルールの徹底や継続した資質向上に取り組むように文書指導を行った。

(事務局)

9月上旬に保育所等で虐待事案があったことについて、マスコミ等で報道されていたが、県において虐待を認定し、改善を求めていることなど、保育部会において委員の皆様にご意見を伺いたい。近々に開催通知を発出予定のため、ぜひご出席のほどよろしくお願いしたい。